

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年9月11日(2008.9.11)

【公表番号】特表2008-510518(P2008-510518A)

【公表日】平成20年4月10日(2008.4.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-014

【出願番号】特願2007-528022(P2007-528022)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/44 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/44

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月24日(2008.7.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

植込み型脊柱装置(implantable spinal device)において、

脊柱の第一の椎骨(vertebra)及び第二の椎骨に沿って伸びる形態とされた脊柱固定部材(spinal fixation member)(100)であって、該脊柱固定部材は、前記脊柱固定部材を前記第一及び第二の椎骨に取付ける取り付け機構を備える前記脊柱固定部材(100)と、

前記脊柱固定部材に接続され且つ前記第一椎骨又は第二椎骨及び第三椎骨間の動きを提供する切子面(小関節面)置換部材(facet replacement member)(200、300)であって、該切子面置換部材は、該切子面置換部材の少なくとも一部を前記第三椎骨に取付ける定着機構を備える前記切子面置換部材(200、300)とを備える、植込み型脊柱装置。

【請求項2】

請求項1に記載の装置において、

前記脊柱固定部材は癒合部材(fusion member)である装置。

【請求項3】

請求項1に記載の装置において、

前記切子面置換部材は、締め止め機構(clamping mechanism)により前記脊柱固定部材に接続される装置。

【請求項4】

請求項3に記載の装置において、

前記締め止め機構は前記切子面置換部材と前記脊柱固定部材との間に調節可能な接続部を提供する装置。

【請求項5】

請求項1に記載の装置において、

前記切子面置換部材は、第一の端部及び第二の端部を有するクロスバー(205、305、682、772)を備える装置。

【請求項6】

請求項5に記載の装置において、

前記切子面置換部材の定着機構は、前記クロスバーに接続される第一及び第二の骨係合要素を備える装置。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の装置において、

第一及び第二のアームが、前記第一及び第二の骨係合要素からクロスバーへ伸びている装置。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の装置において、

前記第一及び第二のアームとクロスバーとの間の接続部が、調節可能である装置。

【請求項 9】

請求項 7 に記載の装置において、

前記クロスバーの第一の端部及び第二の端部間の距離が調節可能である装置。

【請求項 10】

請求項 5 に記載の装置において、

前記切子面置換部材は、更に前記クロスバーの第一の端部及び第二の端部と関節動作可能である第一及び第二のカップを備える装置。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の装置において、

前記各カップは、前記脊柱固定部材に接続されている装置。

【請求項 12】

請求項 10 に記載の装置において、

前記切子面置換部材は、各カップに接続された骨係合要素を備える装置。

【請求項 13】

請求項 5 に記載の装置において、

前記クロスバーは前記脊柱固定部材に接続されている装置。

【請求項 14】

請求項 1 に記載の装置において、

前記定着機構は第二の脊柱固定部材を備える装置。

【請求項 15】

植込み型脊柱装置において、

脊柱の第一の椎骨 (v e r t e b r a) 及び第二の椎骨に沿って伸びる形態とされた脊柱固定部材 (s p i n a l f i x a t i o n m e m b e r) (1 0 0) であって、該脊柱固定部材は、前記脊柱固定部材を前記第一及び第二の椎骨に取付ける取り付け機構を備える前記脊柱固定部材 (1 0 0) と、

前記脊柱固定部材に接続され且つ前記第一椎骨又は第二椎骨及び第三椎骨間の動きを提供する関節形成装置 (a r t h r o p l a s t y d e v i c e) (8 0 4、9 0 6) であって、該関節形成装置は、該関節形成装置の少なくとも一部を前記第三椎骨に取付ける定着機構を備える前記関節形成装置 (8 0 4、9 0 6) とを備える、植込み型脊柱装置。

【請求項 16】

請求項 15 に記載の装置において、

前記脊柱固定部材は癒合部材 (f u s i o n m e m b e r) である装置。

【請求項 17】

請求項 15 に記載の装置において、

前記関節形成装置は、締め止め機構 (c l a m p i n g m e c h a n i s m) により前記脊柱固定部材に接続される装置。

【請求項 18】

請求項 17 に記載の装置において、

前記締め止め機構は前記関節形成装置と前記脊柱固定部材との間に調節可能な接続部を提供する装置。

【請求項 19】

請求項 1 5 に記載の装置において、

前記関節形成装置は、第一の端部及び第二の端部を有するクロスバー（205、305、682、772）を備える装置。

【請求項 2 0】

請求項 1 9 に記載の装置において、

前記関節形成装置の定着機構は、前記クロスバーに接続される第一及び第二の骨係合要素を備える装置。

【請求項 2 1】

請求項 2 0 に記載の装置において、

第一及び第二のアームが、前記第一及び第二の骨係合要素からクロスバーへ伸びている装置。

【請求項 2 2】

請求項 2 1 に記載の装置において、

前記第一及び第二のアームとクロスバーとの間の接続部が、調節可能である装置。

【請求項 2 3】

請求項 2 1 に記載の装置において、

前記クロスバーの第一の端部及び第二の端部間の距離が調節可能である装置。

【請求項 2 4】

請求項 1 9 に記載の装置において、

前記関節形成装置は、更に前記クロスバーの第一の端部及び第二の端部と関節動作可能である第一及び第二のカップを備える装置。

【請求項 2 5】

請求項 2 4 に記載の装置において、

前記各カップは、前記脊柱固定部材に接続されている装置。

【請求項 2 6】

請求項 2 4 に記載の装置において、

前記関節形成装置は、各カップに接続された骨係合要素を備える装置。

【請求項 2 7】

請求項 1 9 に記載の装置において、

前記クロスバーは前記脊柱固定部材に接続されている装置。

【請求項 2 8】

請求項 1 5 に記載の装置において、

前記定着機構は第二の脊柱固定部材を備える装置。